

香取市統計調査員会規程

第1条 会則第5条第2号の規定による優良会員の表彰は、次に定めるところによる。

- (1) 調査員として5年以上従事し功績のある者
- (2) 統計事務上著しく功績があると認められる者

第2条 会則第5条第3号の規定による会員の慶弔は、次のとおりとする。

- (1) 会員が結婚したとき。 5,000円
- (2) 会員が傷病のため入院(14日以上)し、又1ヵ月以上の療養のとき。 5,000円
- (3) 会員の住宅等が災害を受けたとき。 5,000円
- (4) 5年以上会員であった者が退職したとき。
 - ① 5年以上10年以下 3,000円
 - ② 10年以上 5,000円
- (5) 会員が死亡したとき。 10,000円
- (6) 会員の配偶者が死亡したとき。 5,000円

第3条 会則第7条第3号の規定による理事の選任は、次のとおりとする。

- (1) 農林業調査員が、その地区から互選する者
 - 佐原、香取地区 各2名
 - その他の地区 各1名
- (2) 商工業等調査員が互選する者 2名
- (3) 香取市統計調査員会主管部長の職にある者

附 則

- 1 この会則は、平成18年5月12日から施行する。
- 2 従前の佐原市統計調査員会規程は、廃止する。
- 3 この会則は、平成25年6月7日から施行する。